

当面の課題の今後の進め方(案)

総合海洋政策本部
法制チーム

我が国周辺海域における法執行体制の整備

(現状)

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ。



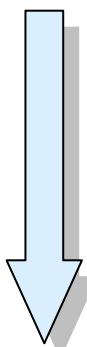
- 我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序の維持を図るための法案について、国土交通省(海上保安庁)は準備。
- その他の法執行体制の整備について、事務局は関係省庁と連携・協力し、今後検討。

我が国EEZ等における調査への対応

(現状)

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず(日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在)、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱(資源探査と思われる行為を含む。)等の事例が発生。

- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。



- 科学的調査等を規制する場合
 - ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
 - ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき(交渉への影響の可能性) 等との指摘あり。

- 事務局は関係省庁と連携・協力して、海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について今後検討。

海賊に対する取締り

(現状)

- 昨年世界で発生した海賊事案等の発生件数は263件で、平成18年の239件から24件(約10%)の増加。
- 昨年、我が国の民間企業が運航する船舶が海賊に奪取されるといった事件が発生。



- 事務局は関係省庁と連携・協力して、取締りのための法制度上の枠組みについて今後検討。